

第16回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議  
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年7月31日(金) 16:30~16:55

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第16回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。

なお、本日の手話通訳者は、障害福祉課 手話通訳者 山上美紀さんと、障害福祉課 主査 長尾和歌子さんの御両名です。

はじめに、これまでの対応状況等につきまして、統括調整部長より説明いたします。

○貝守統括調整部長

危機対策本部の対応状況の資料を御覧いただきたいと思います。

本日の開催趣旨でございますが、まず1つ目が8月1日以降におけるイベントの開催制限等について政府の方針が示されたことを踏まえた対応の確認、そして2つ目として、「新型コロナウイルス感染症経済対策方針」についての報告ということになっております。

2番目の発生状況等につきましては、後ほど健康福祉部の方から説明があります。

3番目、県の対応でございますが、次のページをお開きいただきまして、「対策本部各部の対応」については、アンダーラインを引いた部分に変更等になったものでございます。

主なものについて御説明いたします。まず6ページ、上から3つ目ですけれども、健康福祉部ですが、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の強化や医療提供体制の整備等に計画的に取り組むための「新型コロナウイルス感染症に係る医療確保計画」を策定しております。次のページ、7ページ、商工労働部でございますけれども、農林水産部の前の黒ボツ3つ上でございますが、「青森県新しい生活様式対応推進応援金」の申請受付が7月27日から始まっております。それから、11ページに飛んでいただきまして、観光国際戦略局ですが、ボツの上から2つ目ですが、「県内大規模宿泊モニターキャンペーン」の対象人数を4万人泊分追加し、7月19日より予約受付開始となっております。その他につきましては、後ほど御確認をお願いしたいと思います。この資料についての説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、感染症の状況等につきまして、健康福祉部長お願いいたします。

○有賀健康福祉部長

まず、「新型コロナウイルス感染症患者の発生について」という資料で御説明いたします。

本日、32例目の感染症患者が発生しましたので御報告させていただきます。

感染患者は、50代、居住地は青森市の方です。

経緯ですが、7月10日から12日まで関西地方に滞在し、その後7月16日に発熱が見られ、A医療機関を受診しております。

7月27日から咳の症状が見られまして、7月29日に再度A医療機関を受診、CT検査の結果、両肺に異常陰影が確認され、「帰国者・接触者相談センター」へ相談の上、7月30日に「帰国者・接触者外来」を受診しました。

そして、本日、環境保健センターでのPCR検査の結果、陽性の反応が認められました。

感染患者については、感染症指定医療機関に入院の予定です。

現時点で濃厚接触者はおりませんが、青森市保健所で確認中でございます。

県としては、青森市保健所が実施する積極的疫学調査等への支援を行うとともに、青森市

保健所と連携の上、感染患者に対する医療措置、また、濃厚接触者等の有無について適切に実施されるよう、感染拡大の防止に向け迅速かつ全力で対応したいというふうに考えております。

また、資料、「新型コロナウイルス感染症について」という2枚ものの資料を御覧ください。

県内の状況ですが、先ほど報告したとおり、これまでに判明した感染者が32名で、本日16時時点での入院中の感染者が1名となっております。

検査の状況、相談センターの相談件数については資料のとおりでございます。

また、先ほど統括調整部長からも報告がありましたけれども、検査体制の強化と医療提供体制の整備等を図ることを目的に、令和2年7月17日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る医療確保計画」を策定したところですので、こちら、口頭で御報告いたします。

検査体制については、1日あたり375件を目標に環境保健センターの強化のほか、医療機関や地域外来センターなどで検査を実施する体制の整備を進めております。入院医療提供体制については、想定される最大入院患者を受け入れられるよう、225床を目標に体制整備を進めており、現在158床で、そのうち即応病床が147、準備病床11、これらを確保したところであります。

宿泊療養施設については、無症状者及び軽症者を受け入れられるよう、100室を目標に確保を進めているところです。これらの取組を計画的に実施しており、着実に検査体制と医療提供体制が充実してきているところです。

健康福祉部からは以上です。

#### ○坂本危機管理局次長

イベントの開催制限の取り扱い、支援策の一覧等につきまして、統括調整部長より説明いたします。

#### ○貝守統括調整部長

別表1「外出自粛の段階的緩和の目安」と上の方に書かれてある資料を御覧いただきたいと思っております。5月25日に緊急事態宣言が全国で解除されることに伴い改定された国の基本的対処方針においては、「一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げる」とされていたところでございまして、8月1日以後の取扱いについては今後の検討とされていたところでございます。

去る7月23日に内閣官房から、「8月1日以降における催し物の開催制限等について」という文書が発出され、8月以降のイベント開催については、当初は屋内については50%以内といった収容率の制限を維持する一方、人数上限5,000人を撤廃するとの目安を示したところでございますが、今回、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持することとされたことから、この国の方針に沿って、5月27日の本部会議でお示した段階的緩和の目安を変更し、改めて8月1日以降の対応をお示しするものでございます。

具体的には、別表2の一番下の欄について、5月27日の本部会議でお示したものは、人数上限の欄は「上限なし」であったものでございますが、これを5,000人としております。

それから、別表3、次のページですけれども、別表3の一番下についても、従来は50%という収容率のみの制限だったのですけれども、5,000人または50%と、そして別表4の一番下ですが、全国的・広域的なお祭り・野外フェス等については、これまで十分な間隔をとってという条件付きで「△」とされていたものを「×」という形にしたものでございます。この資料については以上です。

次に、県主催イベント・行事等の考え方と、開催時における対策についてであります。5月27日にお示したものについて、真ん中の表の一番下の太枠で囲んだところを、先ほ

ど説明した趣旨で変更しております。

続きまして、横長の資料ですけれども、「青森県新型コロナウイルス感染症に関する支援について（7月31日現在）」というものですが、これを最新の情報に置きかえております。内容とすれば、4ページの商工関係の部分が追加となっております。各部において御活用いただきたいと思います。

私からの説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、経済対策方針につきまして商工労働部長より説明をお願いいたします。

○商工労働部長

それでは、新型コロナウイルス感染症経済対策方針の策定について御報告させていただきます。

資料の方、経済対策方針の上に、その概要をまとめた A4 のペーパー 1 枚を重ねてあるものを提出させていただいております。この概要に基づきまして説明させていただきます。

「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針」におきまして、段階的に社会経済活動を引き上げていくこととしている中で、県内経済の好循環を早期に取り戻すためには、感染拡大防止対策による日常生活での安心感に加え、切れ目ない経済対策による事業継続に向けた安心感を持ってもらうということが、県民、事業者にとって必要・重要だということとございまして、「新型コロナウイルス感染症経済対策方針」につきましては、新型コロナウイルス感染症経済対策会議からの御意見を踏まえながら、社会経済活動の早期の正常化と成長基調への転換に向けて、関係部局の協力をいただきながら、令和2年度内に取り組む施策の方向性を取りまとめたものということとでございます。

その主な内容でございますが、1として「経済対策方針の位置付け」ということで、県の対処方針における経済・雇用対策の取組を具体化したものとして位置付けるということと、対処方針を踏まえて策定したものとすることを記載してございます。

2として、経済活動の回復に向けた基本的な考え方ということと、1つとして、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るということ、2つとして、県内中小企業者等及び消費者双方のマインドを変化させる取組により、経済を回す動きを徐々に加速していくということ、3つ目として、危機（クライシス）を変革（チェンジ）によりチャンスに変え、次なるステージへ踏み出していくということとを記載してございます。

それから3として、「速やかに取り組む施策の方向性」についてです。これが、この対策方針の主な内容ということになってございますが、これまで取り組んできた施策に加えまして、緊急事態宣言の解除後の動向を踏まえ、国・市町村及び関係機関と連携しつつ、社会経済活動の早期回復に向けて次の6項目ということと、1つとして、事業の継続と雇用の維持に向けた支援、2つ目、「新しい生活様式」への対応など「コロナの先」を見据えた事業展開、3として、県産農林水産品の需要喚起と域内消費の促進、4として、安全安心な観光の促進と観光需要回復に向けた取組、5として、都市部から本県への人財還流促進、6として、地域を支える公共交通網の維持やインフラ整備の推進というものを重点取組分野として掲げまして、各分野において令和2年度内に速やかに取り組む施策の方向性について明記してございます。

今後、この経済対策方針に基づいて速やかに施策を展開しながら県内経済の早期回復に繋げていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明につきまして、何か御発言ございますれば。

ないようでございますので、本部長から指示事項と県民の皆様へのメッセージがござい

ます。

○三村本部長

まず、指示事項でございます。

先程、本県において32例目となる新型コロナウイルス感染症患者の発生について報告がありました。

関係部局においては、所管保健所と緊密な連携の下、感染者に対する医療措置を適切に実施してください。

関係部長から説明がありましたとおり、イベントの開催制限については、8月31日までの間、現行の取組を継続することといたしました。

各部にあっては、関係団体などのイベント等が適切に実施されるよう、7月10日付「ステップ③移行に係る留意事項」を踏まえ必要な助言等を行うようお願いいたします。

また、多くの方が利用いたします県立施設や、県主催のイベント・行事等における感染防止対策に万全を期すとともに、「業種毎に策定される感染拡大予防ガイドライン」に基づく取組の推進等について、各部それぞれの立場から積極的に取り組むようお願いをいたします。

次に、県の業務を進める上での感染拡大防止対策について、別紙のとおり従前の取組を継続することといたします。

なお、首都圏・関西圏等において感染症患者が増加傾向にあり、さらなる拡大も懸念されますことから、職員にあっては、公私ともに感染防止対策を徹底するとともに、本県からの出張に当たっては、出張先の状況を踏まえ適切に対応してください。

次に、先ほど報告がありました「新型コロナウイルス感染症経済対策方針」について、社会経済活動の早期の正常化と成長基調への転換を図るため、令和2年度5月補正予算、6月補正予算等により既に措置した各般の施策を着実に実施するとともに、新たな予算措置が必要なものにつきましては、9月補正予算において事業化を図るよう作業を進めてください。

また、県内の雇用情勢も厳しさを増しておりますことから、国や経済団体等と連携しながら、雇用対策に全力で取り組むよう、お願いします。

次に、去る7月27日から申請受付が始まりました「青森県新しい生活様式対応推進応援金」給付事業につきまして、応援金の給付対象者は相当数に上ることが見込まれておりますことから、商工労働部をはじめ全庁協力体制の下、円滑に業務を進めるようお願いをいたします。各部の協力、私からも感謝します。ありがとうございます。

そして、首都圏・関西圏等において感染症患者が増加する中、GoToトラベルキャンペーンの実施や夏休み期間中の帰省などにより、県外との往来の増加が見込まれます。

引き続き、全国の状況等に細心の注意を払い、緊張感を持って全庁体制で取り組むよう、よろしくお願いをいたします。

県民の皆様方へのメッセージであります。

本日、青森県におきまして32例目となる新型コロナウイルス感染症患者が、青森市保健所管内で発生いたしました。

県としては、青森市保健所が実施する積極的疫学調査等への支援を行うとともに、同保健所と連携の上、感染者に対する医療措置を適切に実施をし、感染拡大の防止に向け、迅速かつ全力で対応して参ります。

さて、全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されてから2か月余が経過いたしました。新型コロナウイルス感染症の感染者は、6月中旬以降、再び増加に転じ、東京都をはじめ複数の都道府県において過去最多の患者数が報告されるなど、国内の感染者は、これまでで最も高い水準で推移いたしております。

こうした状況を踏まえ、政府では、8月1日以降におけるイベント開催制限等について参

加人数の上限撤廃を見送り、8月末までは現在の制限を維持し、引き続き上限を5000人とすることとしました。

これに伴い、本県におけるイベント開催制限につきましても、政府の方針に沿って、8月31日まで現在の制限を継続することといたします。

なお、9月以降の取扱いにつきましても、政府の方針等も踏まえて改めて検討することといたします。

本県の対処方針においては、「新しい生活様式」の定着を推進し社会経済活動との両立を図ることとし、ソーシャル ディスタンスの実践・定着や、イベントや店舗等における業種ごとのガイドラインに基づく適切な感染防止策の実施等について、県民の皆様方に御協力をお願いいたしますとともに、7月10日からのイベント開催制限の緩和に伴い「ステップ③移行に係る留意事項」をお示ししているところであります。

イベント主催者・施設管理者におかれましては、引き続き、業種毎のガイドライン等に基づく適切な感染防止策の徹底をお願いいたします。

また、他県においては、会食や飲み会でのクラスター発生が報告されておりますことから、県民の皆様方には、接触確認アプリの活用なども含め、「自分で自分の身を守る」ことを意識して行動して下さるようお願いいたします。

県では、「新しい生活様式」の実践による感染拡大の防止と、事業の維持発展に向けた県内事業者の取組を支援するため、「青森県新しい生活様式対応推進応援金制度」を創設し、7月27日から申請受付を開始いたしました。

令和2年1月以降、前年同月比で20%以上減収した月がある事業者の方で、県の対処方針や業種ごとのガイドライン等を踏まえ、適切な感染防止に取り組み、また、こうした取組を従業員やお客様に周知している方が対象となります。

事業者の皆様方におかれては、この応援金制度を積極的に活用下さり、感染防止対策の充実・強化を図っていただきたいと考えております。

そして県では本日、「新型コロナウイルス感染症経済対策方針」を取りまとめました。

段階的に社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、県内経済の好循環を早期に取り戻すためには、感染拡大防止対策による日常生活での安心感に加え、切れ目ない経済対策による事業継続に向けた安心感が必要であると考えています。

この「経済対策方針」は、「新型コロナウイルス感染症経済対策会議」からの御意見を踏まえながら、社会経済活動の早期の正常化と成長基調への転換に向けて、令和2年度内に取り組みする施策の方向性を取りまとめたものであります。

「経済対策方針」に基づく施策のうち、新たな予算措置が必要なものにつきましては、今後、補正予算編成等を通じて早期に事業化を図っていきたいと考えております。

また、県内の雇用情勢も厳しさを増しておりますことから、国や経済団体等と連携しながら、雇用対策に全力で取り組んでいきます。

先に申し上げましたとおり、首都圏・関西圏などにおいて感染症患者が増加しており、さらなる感染拡大が懸念される状況となっております。

首都圏方面など、他県へ移動を予定されている方におかれましては、移動先の状況を踏まえ慎重に判断していただきたいと思います。

また、移動される場合にあっては、御自身の感染予防対策を徹底していただきますとともに、立寄り先の感染防止策が徹底されているかといったことも御留意の上、慎重な行動をとっていただくようお願いいたします。

県としては、政府における対策強化の動向を注視いたしますとともに、引き続き気を緩めることなく、感染拡大防止対策並びに検査体制の強化と医療提供体制の整備に万全を期して参ります。

県民の皆様方におかれましては、引き続きソーシャル ディスタンスなど基本的な感染予防対策の徹底等について、御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了いたします。ありがとうございました。